

議案第 3 4 号

南あわじ市乳児等通園支援事業の設備及び運営に関する基準を定める条例制定について

南あわじ市乳児等通園支援事業の設備及び運営に関する基準を定める条例を別紙のとおり制定する。

令和 7 年 2 月 2 1 日提出

南あわじ市長 守 本 憲 弘



南あわじ市条例第      号

南あわじ市乳児等通園支援事業の設備及び運営に関する基準を定める条例

(趣旨)

第1条 この条例は、児童福祉法（昭和22年法律第164号）第34条の16第1項の規定に基づき、同法第6条の3第23項に規定する乳児等通園支援事業の設備及び運営に関する基準（次条において「市の基準」という。）を定めるものとする。

(乳児等通園支援事業の設備及び運営に関する基準)

第2条 市の基準は、乳児等通園支援事業の設備及び運営に関する基準（令和7年内閣府令第1号）で定める基準をもって、その基準とする。

附 則

この条例は、令和7年4月1日から施行する。

